

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表
(女性活躍推進法第21条関係)

令和8年7月
東海村

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報（令和7年度）

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.59 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.35 %
全職員	75.15 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別（令和7年度）

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	— %
課長相当職	96.57 %
課長補佐相当職	96.98 %
係長相当職	92.77 %

(2) 勤続年数別（令和7年度）

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.67 %
31～35年	90.27 %
26～30年	92.95 %
21～25年	93.56 %
16～20年	87.38 %
11～15年	89.24 %
6～10年	84.43 %
1～5年	94.52 %

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員の男女比は4.8：5.2である。近年の新規採用者は、官公庁や民間企業での勤務経験がある職員が多く、直近10年間に採用した職員のうち、社会人経験のある職員の割合が64%となっており、うち男性職員の割合が63%となっている。一人当たりの前歴在職年数は、男性6.6年に対し女性5.4年となっていることから、相対的に女性の給与水準が低くなっていると考えられる。また、扶養手当については、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約84%である。・任期の定めのない常勤職員と、任期の定めのない常勤職員以外（以下「非常勤職員」）の割合は、男性職員では約85：15、女性職員では約40：60である。相対的に給与水準の低い非常勤職員が女性職員に多いことにより、全ての職員における男女の給与の差異が大きくなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	14.3%

【説明欄】

管理的地位にある職員とは、課長級以上の職員のことをいう。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
部長相当職	0%
課長相当職	17.6%
課長補佐相当職	33.3%
係長相当職	61.9%

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	R7.10.1	R8.4.1
一般事務職	20.0%	54.5%
技術職（土木・建築）	—	—
保育士・幼稚園教諭	100%	—
保健師	—	—
その他専門職	—	—

Ⅴ 職員に占める女性職員の割合

区分	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1
一般事務職	44.5%	45.1%	42.6%	40.9%	41.4%
技術職（土木・建築）	5.7%	6.1%	5.5%	6.3%	6.3%
医療職	100%	100%	100%	100%	100%
保育士・幼稚園教諭	84.0%	83.3%	86.2%	87.8%	87.8%
技能労務職	83.3%	83.3%	83.3%	77.8%	77.8%
その他の専門職	70.0%	70.0%	72.7%	64.3%	66.7%
会計年度任用職員	85.3%	84.6%	85.9%	85.4%	85.0%

Ⅵ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	85.7%
女性	100 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	- %
女性	100 %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0%	0%	0%	0%
1 週間以上 2 週間未満	0%	0%	0%	0%
2 週間以上 1 月以下	50 %	0%	0%	0%
1 月超 3 月以下	16.7%	0%	0%	0%
3 月超 6 月以下	33.3%	0%	0%	0%
6 月超 9 月以下	0%	10 %	0%	50 %
9 月超 12 月以下	0%	50 %	0%	50 %
12 月超 24 月以下	0%	20 %	0%	0%
24 月超	0%	20 %	—	—

【説明欄】

育児休業取得率は、下記の計算式で算出している。

$$\frac{\text{令和7年度中に新たに育児休業を取得した職員数}}{\text{令和7年度に子が生まれ、育児休業が取得可能となった職員数}}$$

したがって、令和7年度より前に子が生まれたものの、その年度には取得せずに、令和7年度になって新たに取得した職員を含むため、取得率が100%を超えることがある。

なお、表中の「—」は対象者がいないことを示している。

Ⅶ 職員の勤務時間の状況

管理職以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

令和7年度
14.6 時間／月

VIII 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

1. 配偶者出産休暇

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	7人	7人	8人	11人	7人
取得者数	6人	4人	7人	10人	7人
割合	85.7%	57.1%	87.5%	90.9%	100%

2. 育児参加のための休暇

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数	7人	7人	8人	11人	7人
取得者数	5人	5人	4人	9人	4人
割合	71.4%	71.4%	50%	81.8%	57.1%

IX 年次休暇の取得状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平均取得日数	11.8日	12.0日	14.4日	13.4日	13.4日